公安委員会（警察）による交通安全施設時期について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 時期 | 備考 |
| 地区内の取りまとめ（区⇒市） | 令和７年５月３０日 | 遅くても12月までに |
| 安全施設の設置調査（市⇒警察） | 令和８年１月上旬 | 市で一括提出します |
| 要望箇所調査・検討（警察） | 令和８年度 |  |
| 安全施設の設置　　（警察） | 令和９年度 |  |

安全施設の設置区分について

■　標識

|  |  |
| --- | --- |
| 道路管理者（国・県・市町村） | 公安委員会（警察） |
| ○　案内標識○　警戒標識交差点あり、信号機あり等○　規制及び指示標識重量制限、高さ制限等 | ○　指示標識横断歩道、自転車横断帯等○　規制標識通行止め、一方通行速度、駐車禁止、一旦停止等 |
|  |

■　路面標示

|  |  |
| --- | --- |
| 道路管理者 | 外側線・中央線・交差点マーク・注意喚起文字等 |
|  |
| 公安委員会（警察） | 停止線、横断歩道 |
| **※止まれ文字は道路管理者****※止まれ文字は規制標識がある場合のみ書くことができます。** |